

提案書

平成23年4月22日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 宛

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな) かぶしきかいしゃにいがたつうしんさーびす

氏名 株式会社新潟通信サービス

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の 在り方に関する提案募集における検討項目			具体的内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(1) 線路施設基盤（電柱・管路等）の開放による設備競争の促進	1)	
		2)	
		3)	
	(2) NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進	1)	現在NGNのIPv6ネイティブ方式と呼ばれる方式は事業者数が固定化されており、競争原理や事業者の独自サービスの提供に制限が加わりブロードバンド推進の多様性の足かせとなる可能性がある。IPv6ネイティブ方式を見直し、多くの事業者が自由に利用できる仕組みでの提供方法を考えるべきである。
		2)	
		3)	
		4)	
	(3) モバイル市場の競争促進	1)	
		2)	
		3)	
	(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方	1)	
		2)	
		3)	NTTグループ子会社におけるサービスやNTTグループが出資している企業への優位的なサービス提供等が多数見受けられている。NTT法がNTT子会社に及ばない事を事由に黙認されているが、NTTがグループとして結束し他事業者を圧迫している。このような場合でも指導できる規制方法を考えるべきである。
		4)	サービスにおいてNTTグループが係っている事が明らかでも（公正取引委員会が指摘）実際に改善される様子は見られない事例多い。公正取引委員会によらず検証及び指導できる体制の確立を望みます。
	(5) その他		
2. 電話網（PSTN）からIP網への円滑な移行の在り方	(1) PSTNからIP網への移行に伴う利用者保護の在り方	1) ①	アクセス回線が光回線となった場合、利用者の電話交換機やビルの配線等の工事が発生すると考えられ、貸しビル等では大幅な利用者負担が発生する可能性がある。 又、従来障害対策で電源を必要としないメタル回線を利用する事で最低限の回線を確保してい

ついて			たものが非常時の連絡手段としての電話が利用できなくなる恐れがある。
		1) ②	PSTNのIP網移行は勧めても、アクセス回線については利用者が光及びメタルの選択が出来る事が望ましい。
		2)	
		3)	
		4)	移行開始時期については前述(1)②を考慮されていれば何時からとの問題は無いと思われるが、導入地域における予定を早期に開示し、ユーザの準備を促進するとともに、移行には十分な準備、猶予期間を設定することが必要である。デジタル交換機の償却は6年であり、これより以上の期間を移行期間に設定すべきである。
		5)	
	(2)PSTNからIP網への移行に伴う事業者対応の在り方	1)	
		2)	
		3)	安価な価格でブロードバンドの推進に寄与してきた事業者がDSL事業の継続できなくなり、利用者のサービス変更による利用負担の増加やDSL事業者の業態変更が必要になる場合が生じる
		4)	NGNの光分岐単位の貸出制度の創設を行い、移行予定を事業者と共有し、ユーザを交え十分な移行期間を設定する必要がある。
		5)	
		6)	
	(3)その他		

<記載要領>

1) 本提案募集の検討項目に対する提案・意見の場合

「具体的内容」欄に提案・意見の具体的内容を御記載ください。

2) 検討項目の追加に係る意見の場合

「具体的内容」欄に当該追加すべき検討項目に関する提案・意見の具体的内容を御記載ください。